

いじめ防止基本方針



日上市立金沢小学校

はじめに

いじめは、すべての子どもに関わる問題です。すべての子どもたちが、安心して生活し、学びあい、様々な体験を通して、心豊かに健やかに成長できる環境を守るため、いじめの防止等のための対策を進めていかなければなりません。
(日立市いじめ防止基本方針)

すべての子どもを、被害者にも、加害者にも、傍観者にもさせないため、子ども達の規範意識を育て、豊かな人間関係や人を思いやる心を育み、いじめを生まない環境をつくるという強い決意の下、学校、家庭、地域、関係機関が協力・連携し、継続的に取り組んでいく必要がある。「いじめ防止対策推進法」「茨城県いじめ防止基本方針」「日立市いじめ防止基本方針」を受け、金沢小「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとする。
なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

1 基本的な考え

(1) いじめについての考え方

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもでも、また、学校に限らずどこにおいても起こる可能性があります。

いじめに当たるかどうかの判断は、その状況をよく確認し、いじめの対象になった子どもが心身の苦痛を感じているものをいじめと捉えます。

いじめの態様は、暴力を伴うものや、仲間はずれ、無視、悪口など様々です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかどうか判断する必要があります。

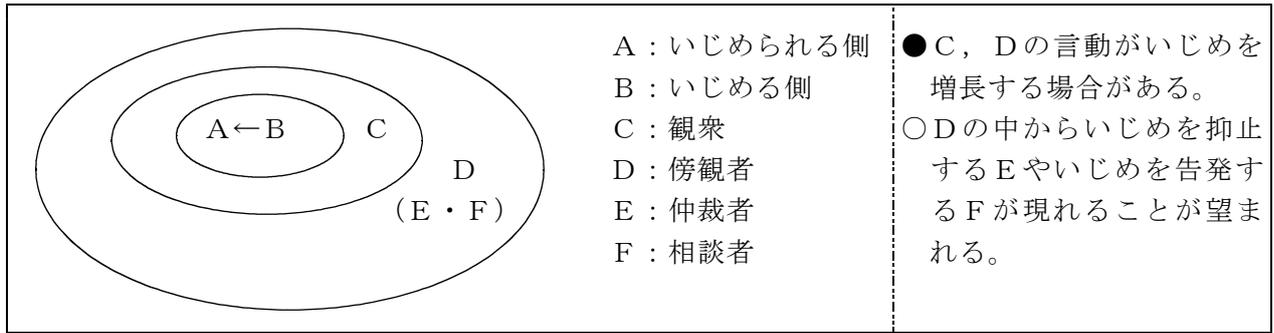
また、近年は、インターネットや携帯電話等の普及に伴い、いじめの構造が複雑化し、見えにくくなる傾向にあり、そのことが解決困難な状況を生み出しています。

(日立市いじめ防止基本方針)

(2) 基本認識

- 1 「いじめをすることは、人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと。
- 2 いじめは、どの学級でも、どの子どもでも、また、学校に限らずどこにおいても起こる可能性があるという認識をもっていること。
- 3 いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- 4 いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- 5 いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- 6 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

(3) いじめの構造



2 いじめ問題への対応

(1) 防止措置

未然防止

【豊かな心の育成】

- 自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができる心の育成を図る。
- 人間関係を豊かにする社会性の育成を図る。
- 安全で安心な学校・学級づくりを目指す。

① いじめを生まない学級・学校づくり

- わかる・できる喜びを感じる授業
- 他人を傷つけない言語表現の学習（国語）
- 生活環境の充実（啓発・情操等）
- 一人一人を認め、生かす体験活動の充実

② 道徳の教育の充実を図る。

- 道徳性を身につける 自己肯定感を高められる道徳コーナーの工夫
- ふわふわ言葉の掲示

③ 配慮が必要な児童について、個々の特性を踏まえた適切な支援を行う。

- 特性の把握 教師間の共通理解 指導方法の研修（UDを含む）

④ 児童主体の活動の活性化を図る。

- わんぱくタイムの交流 上級生が下級生の面倒をみる機会づくり
- 委員会・クラブ活動での異学年交流の充実 児童集会（NOいじめ集会）

⑤ 教育相談の充実を図る。

- いじめ調査アンケート・個別面談により実態の把握
- 保護者との面談による情報収集（7月・12月）
- Q Uアンケートの活用（年2回）

⑥ 情報モラル教育の推進を図る。

- 情報モラル教育の充実
- 家庭でのルールづくりの推進
- 各種通信等を通じた地域・保護者への発信

早期発見

【児童理解と対応】

- 日頃から、子どもたちの発する小さなサインを見逃さない体制をつくる。
- 問題を抱える子ども一人一人に寄り添った指導や支援を積極的に行う。

① 児童の姿・友達関係の変化をとらえる。

・学業成績の変化

成績の急激な下降

・言動の変化

口数減少 欠席・遅刻 他の教室への出入り 遊び友だちの変化
けんかやふざけ合い 等

・態度、行動面の変化

行動の落ち着きのなさ 表情の優れなさ 反抗的 教師への距離
服装の乱れ 等

・身体に表れる変化

頭痛 腹痛 下痢 原因不明の熱

② 教育相談の充実を図る。

いじめ調査アンケート・個別面談により実態の把握

Q Uアンケートの活用

職員間での生徒指導における情報の共有・共通理解（職員集会）

教育相談員・カウンセラーとの協力 関係機関との連絡

保護者との連携

③ 相談できる雰囲気づくりを図る。

孤立化を防ぐための指導

S O S の出しやすい環境づくり 居場所の確保

ーアンテナを高くー

- いじめかどうかの見極めをきちんとする。

単に1人であるから仲間はずれとは限らない。（1人で落ち着く場所の必要性）

一人一人の考え方・感じ方の違いを根底に置きつつも、自分中心の考え方で行動しない。

- 複数で事実を確認・観察をしていく。

- 関係者による早期のケース会議を行い、対応を検討していく。

【迅速かつ組織での対応】

○いじめの被害者、加害者、周りの子どもすべてが、安心して教育を受けられるために必要な処置を行う。

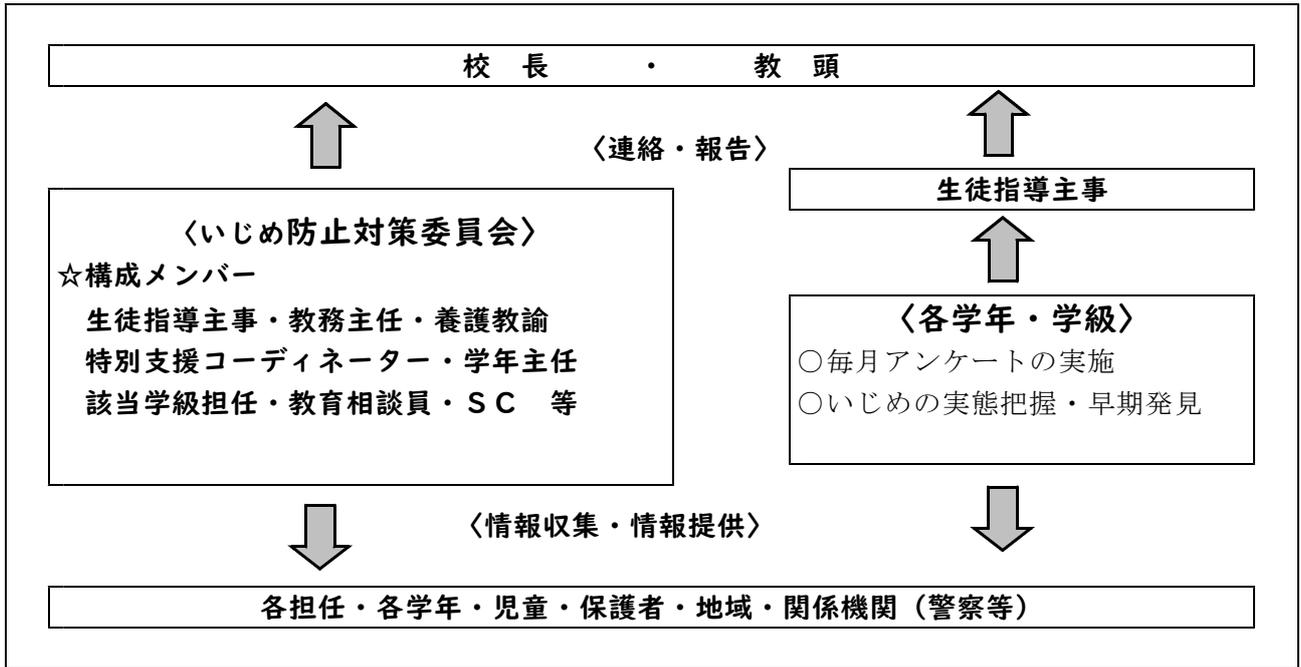
- ① **いじめられている児童への支援**
内面の援助 傷ついた心のケア 援助者との交流
心情の理解
- ② **正確な状況把握と共通理解**
複数からの事実確認
- ③ **いじている児童への指導**
善悪の把握ができるように 反社会的な行為であることの確認
自分の責任の自覚 相手に与えた苦痛の重大さ
- ④ **保護者との対応**
事実は事実として伝達 双方の保護者の気持ちの受けとめともに解決していく
態度 謙虚な対応
- ⑤ **周りにいる児童への指導**
集団の一員であることの自覚 傍観者としては責任転嫁
- ⑥ **共通理解**
教師間で情報を共有 学校全体での見守り体制
- ⑦ **継続した指導**
被害者のニーズの確認
和解後も、児童（被害者・加害者）のその後の行動や心情の継続した観察
保護者との定期的な連絡
児童の自己理解・他者理解の促進
- ⑧ **対応の見直し（PDCAサイクルにより改善を図る）**
早期対応の評価・改善・今後の対策

—指導の留意点—

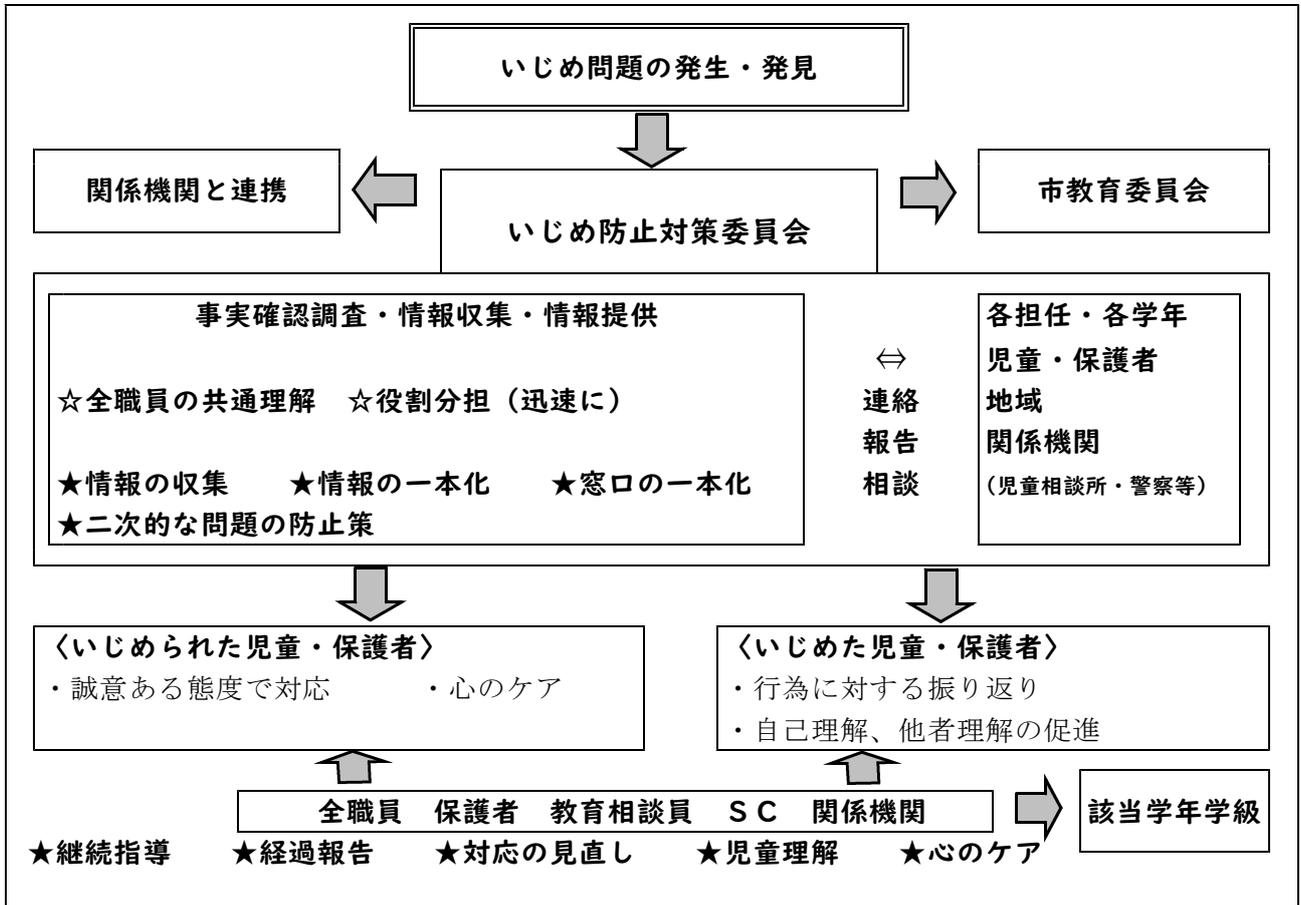
- 被害者・加害者両者のケア・指導をしていく。
- 寄り添い、じっくり話を聞く場の設定を心がける。
- 被害者に対して 誠意ある態度で対応を心のケアを行う。
- 加害者に対して 自分の行為が相手にどう感じるのかを指導する。
今までの行為に対しての振り返りとこれからどうするかを考える機会にする。
被害者に対する謝罪の気持ちを育て、態度を見せる。
- 全体に対して 「心の耕し」を日常的にしておく。自分の価値判断で行動しない。
道徳や学活を通し、心の教育をしていく。
互いに注意し合う関係ができるような学級づくりをしていく。

(2) 体制組織

いじめ防止体制（平常時）



いじめ防止体制（いじめ発生時）



(3) 重大事態への対応

重大事態とは

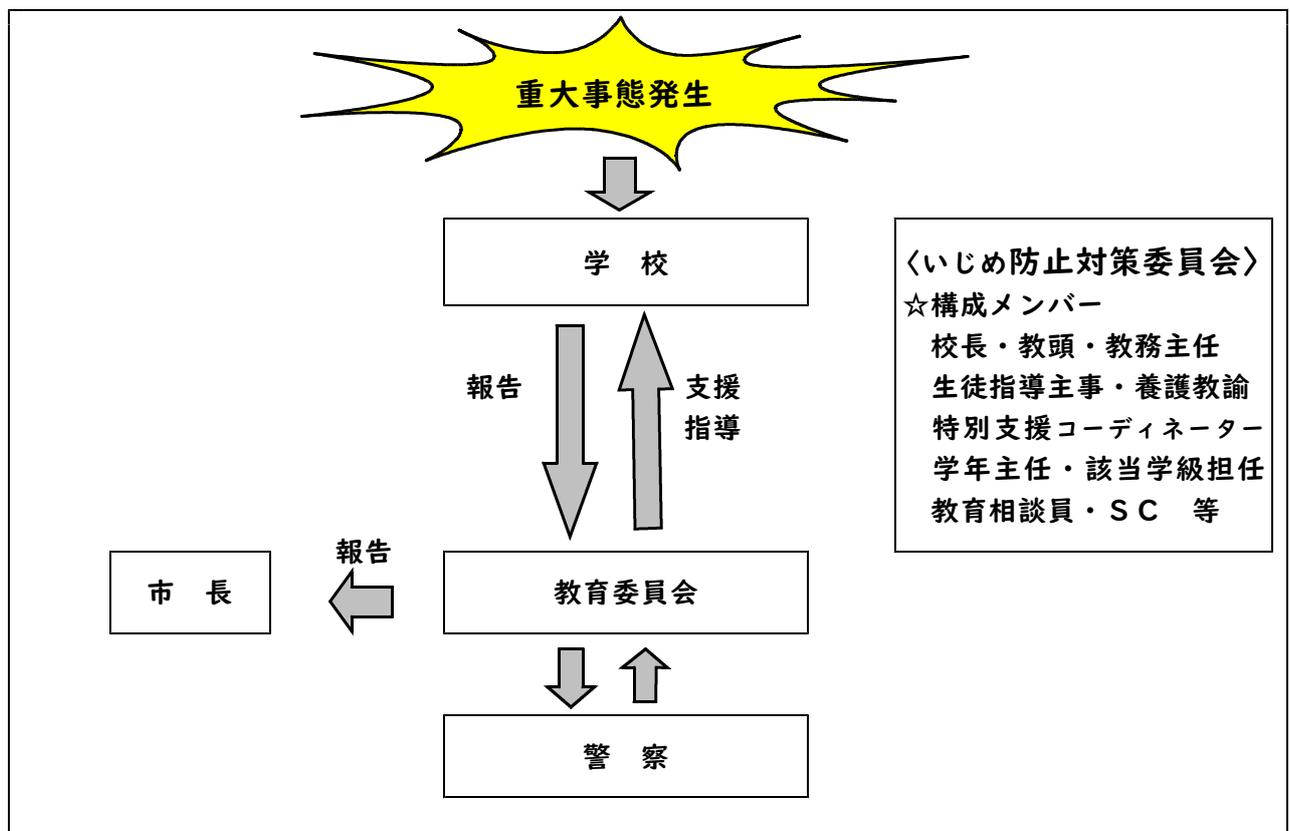
○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた又はその疑いがあると認められたとき

- ・いじめの被害者の状況に着目して判断します。

○いじめにより児童が、相当の機関、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

- ・不登校の定義を踏まえ年間30日を目安としますが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も周辺状況を勘案して、重大事態と捉えます。

(日立市いじめ防止基本方針)



〈調査〉

○学校が主体となって調査を行う場合、学校が設置した「いじめの防止等の対策組織」において調査を行う。教育委員会は、必要な指導・支援を行う。

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつから、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員の対応の仕方などの事実関係を、可能な限り明確にする。

○教育委員会が主体となって調査を行う場合は、教育委員会が設置するいじめ調査委員会において調査を行う。

- ・事案の重大性により、加害者の出席停止措置の活用や、被害者又はその保護者が希望する場合には被害者の就学校の指定変更を行うなど、被害者の支援のための弾力的な対応を検討する。

○調査を開始する前に、被害者及びその保護者に対して調査方法の丁寧な説明を行う。